

研究種目：若手研究 (B)
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19730422
 研究課題名 (和文) 幼児期および児童期における謝罪の発達のメカニズムの解明
 研究課題名 (英文) The developmental mechanism of apology in childhood

研究代表者 芝崎 美和 (SHIBASAKI MIWA)
 新見公立短期大学・幼児教育学科・講師
 研究者番号：00413542

研究成果の概要：本研究では、幼児期の謝罪について、親密性が謝罪生起に果たす役割を明らかにし、他者感情理解や罪悪感、違反の繰り返し抑制という観点から謝罪生起のメカニズムを明らかにした。さらに、児童期の謝罪について、罪悪感が謝罪を規定する状況は限られ、違反発覚が不明瞭で謝罪以外の方略想起が可能な場面や、自己と他者が負うべき責任の割合が同程度の場面では、罪悪感は謝罪ではなく補償行動を規定するなど、罪悪感という観点から児童期の謝罪発達メカニズムの一端を明らかにした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
19 年度	600,000	0	600,000
20 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,200,000	180,000	1,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：心理学・教育心理学

キーワード：謝罪, 罪悪感, 親密性, 幼児, 児童, 生涯発達

1. 研究開始当初の背景

(1) 幼児の謝罪については、2・3歳児頃に出現し(松永, 1993), さらに6歳児頃にはその効果のある程度認識していることが明らかにされてきた(Darby & Schlenker, 1989)。しかし、謝罪の発達の变化的背景には何があるのか、また幼児期および児童期において謝罪の認識に発達の变化的が見られるのかについては、これまで全く知見が得られていない。さらに、違反特性などの状況要因や対人関係要因によって罪悪感が喚起される程度が異なることから(e.g., Baumeister et al., 1995), 幼児

や児童はこれらの要因を手掛かりとして道具的謝罪と誠実な謝罪のどちらかを用いると予測されるが、謝罪の関連要因についての議論も展開されていない。つまり、どのような状況下でどのような謝罪が行われるか、またそこに年齢による差異が見られるかについて明らかにした研究はない。これまで解明されてこなかった謝罪の発達やメカニズムの一端を明らかにするためにはこれらのことを明らかにしなければならない。

2. 研究の目的

(1) 本研究の第1の目的は、幼児期の謝罪について、親密性という観点からその発達のメカニズムを明らかにすることである。具体的には、①母親と友達という親密性の異なる違反対象によって、謝罪生起や謝罪に至る過程に違いがみられるかを検討する。また、②謝罪時に認識する謝罪効果の認識の程度に、被害者との親密性の高低による違いがみられるかについて検討する。

(2) 本研究の第2の目的は、児童期の謝罪発達のメカニズムを明らかにすることである。まず、①加害者に一方的な非が認められるものの取り扱い場面での謝罪生起と罪悪感認識との関連を明らかにすることにより、幼児期と同様に、児童期の謝罪が罪悪感によって規定されるかを確認する。次に、②約束違反場面とルール違反場面という、違反発覚の有無という点において異なる違反特性を持つ2つの場面を取り上げ、謝罪生起と罪悪感認識との関連を検討することにより、謝罪と罪悪感との関連の程度に、違反の種類による違いがみられるか否かを明らかにする。最後に、③自己と他者が負うべき違反責任の程度が同等である場面で、謝罪生起と罪悪感との間に関連がみられるか否かについて検討する。

3. 研究の方法

(1) 幼児期における謝罪の発達のメカニズムの解明

①親密性と幼児の謝罪行動との関係—違反対象による謝罪の違い—(研究1)

対象児：4歳児45名、5歳児45名、6歳児44名であった。

手続き：面接による個別調査を行った。対象児を予め、母親群と友達群に無作為に振り分けた。各群に対して違反場面についての課題文を図版を用いて提示した後、加害者の行動予測、罪悪感、他者感情理解、違反の繰り返し抑制について質問した。

②親密性が幼児の謝罪効果の認識に与える影響(研究2)

対象児：4歳児39名、5歳児30名、6歳児23名であった。

手続き：面接による個別調査を行った。対象児を予め、親密性高群と低群に無作為に振り分けた。各群に対し、課題文に登場する加害者と被害者の親密性について教示した後、謝罪あり条件と謝罪なし条件の2つの課題を実施した。各条件についての課題文を提示した後、罰回避、加害者の印象悪化抑制、怒り緩和、許容について質問した。

(2) 児童期における謝罪の発達のメカニズムの解明

①ものの取り扱い場面における児童の謝罪と罪悪感との関連(研究3)

対象児：小学校2年生87名、4年生86名、

6年生79名であった。

手続き：質問紙による一斉調査を行った。ものの取り扱いについての課題文を提示した後、加害者の行動予測、罪悪感、補償行動、関係維持、違反の繰り返し抑制について質問した。

②児童の謝罪と違反の種類との関連(研究4)

対象児：小学校2年生87名、4年生86名、6年生79名であった。

手続き：質問紙による一斉調査を行った。対象児を予め、約束違反群とルール違反群に振り分けた。各群に対して課題文を提示した後、加害者の行動予測と罪悪感について質問した。

③違反に対する責任の割合が児童の謝罪に与える影響(研究5)

対象児：小学校2年生41名、4年生42名、6年生38名であった。

手続き：質問紙による一斉調査を行った。自己と他者が負うべき違反責任が同等である場面についての課題文を提示した後、加害者の行動予測、罪悪感、向社会的行動、関係維持、類似場面での貸与行動について質問した。

4. 研究成果

(1) 幼児期における謝罪の発達のメカニズムの解明

①親密性と幼児の謝罪行動との関係—違反対象による謝罪の違い—(研究1)

研究1の目的は、親密性の異なる違反対象によって、幼児の謝罪と罪悪感の関連の程度に違いがみられるかを検討することであった。加害者の行動予測についての回答を4カテゴリー(謝罪、告白・補償行動、感情表出、その他)に分類したところ(Figure 1)、各カテゴリーにおける人数の割合に違反対象による違いはみられなかった。しかし、謝罪が生起するまでの過程には違反対象による違いがみられ、母親に対して違反を犯したとき

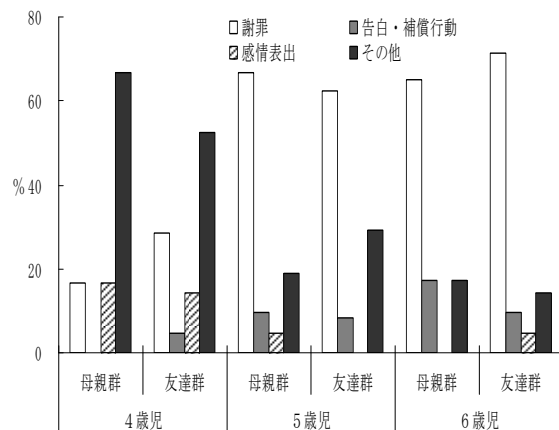


Figure 1 年齢および違反対象による葛藤解決方略の違い

は、他者感情理解が罪悪感を喚起し、罪悪感によって違反の繰り返し欲求が低減されるという過程が6歳頃には確立され、このような一連の過程が謝罪生起につながることを示された。

②親密性が幼児の謝罪効果の認識に与える影響（研究2）

研究2の目的は、幼児の謝罪効果の認識の程度に親密性が関連するかを検討することであった。怒り緩和、許容、印象悪化抑制、罰回避についての謝罪効果の認識に、被害者との親密性の高低による違いがみられるかについて分析したところ、被害者との親密性が低いときよりも高いときに、怒り緩和や許容が得られやすく、印象悪化も抑制されやすいことから、幼児は謝罪の際、親密性の低い被害者よりも高い被害者に対して、怒り緩和や許容、印象悪化抑制の謝罪効果を高く期待することが明らかとなった。

(2) 児童期における謝罪の発達のメカニズムの解明

①ものの取り合い場面における児童の謝罪と罪悪感との関連（研究3）

研究3の目的は、加害者に明らかに非が認められる場面での謝罪生起に罪悪感が関連するかを検討することであった。違反後の加害者の行動についての回答を4カテゴリー（謝罪、補償行動、自己中心の方略、その他）に分類し、各カテゴリーにおける人数の偏りに罪悪感群による違いが見られるか否かについて検定した結果、謝罪を回答した者は罪悪感低群よりも高群で多く、反対に自己中心の方略を回答した者は罪悪感高群よりも低

Table 1 罪悪感認識と加害者の行動予測の違い

	罪悪感低群	罪悪感高群
謝罪	9(9)	46(30)
補償行動	52(53)	86(57)
自己中心の方略	26(27)	8(5)
その他	11(11)	12(8)

()内は%

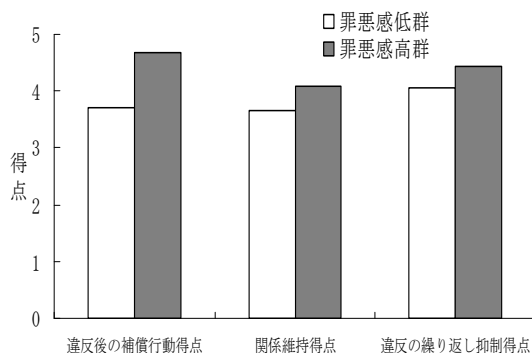


Figure 2 罪悪感群による返却得点、関係維持得点、再犯抑制得点の違い

群で多かった(Table 1)。したがって、児童期の謝罪は幼児期と同様、罪悪感によって規定されることが確認された。さらに、違反時の罪悪感認識は、違反後の補償行動や関係維持欲求、違反の繰り返し抑制と関連しており(Figure 2)、罪悪感を高く認識する者ほど、取ったおもちゃを返却したい、違反後に良好な関係を維持したい、同じ場面に再び遭遇しても同じ違反は繰り返さないと認識することが明らかとなった。さらに、罪悪感認識の高低別に、返却、関係維持、違反の繰り返し抑制の各変数がどのような関係にあるかを分析したところ、罪悪感低群において返却と違反の繰り返し抑制との間に関連がみられ、このような結果は予期的罪悪感によるものであると考察された。

②児童の謝罪と違反の種類との関連（研究4）

研究4の目的は、違反発覚の有無という点で性質の異なる2つの違反場面、約束違反場面とルール違反場面での加害者の行動予測に罪悪感認識が関連するかを検討することであった。違反後の加害者の行動についての回答を5カテゴリー（謝罪、補償行動、ネガティブ感情、自己中心の方略、その他）に分類し、各カテゴリーにおける人数の割合に罪悪感群による違いが見られるか否かについて検定した結果、約束違反場面での加害者の行動予測には罪悪感認識の高低による違いがみられず、罪悪感認識の高低によらず謝罪が多く選択された(Table 2)。一方、ルール違反場面における加害者の行動予測には、罪悪感認識の高低による違いが見られ、罪悪感低群では自己中心的行動やその他を回答した者が多く、補償行動を回答した者が少なかった。反対に、罪悪感高群では、補償行動を回答した者が多く、自己中心の方略やその他を回答した者が少なかった(Table 3)。したがって、約束違反場面のように違反発覚が明瞭であり謝罪以外の方略選択が少ない場合には、

Table 2 約束違反場面での加害者の行動予測

	罪悪感低群	罪悪感高群
謝罪	30(70)	73(85)
補償行動	4(9)	5(6)
ネガティブ感情	6(14)	3(3)
その他	3(7)	5(6)

()内は%

Table 3 ルール違反場面での加害者の行動予測

	罪悪感低群	罪悪感高群
謝罪	10(19)	19(29)
補償行動	6(11)	21(32)
ネガ感情	6(11)	8(12)
自己中心の方略	25(46)	16(24)
その他	7(13)	2(3)

()内は%

罪悪感の有無によらず謝罪が多く選択されるが、ルール違反場面のように違反発覚が不明瞭であり謝罪以外の方略を想起しやすい状況では、罪悪感を高く認識する者は謝罪よりも高次な補償行動を選択し、罪悪感を認識しない者は自己中心の方略を選択することが明らかとなった。

さらに、違反場面によってどの程度一貫した方略選択がみられるかを明らかにするために、研究3と研究4の結果から、ものの取り合い場面と約束違反場面もしくはルール違反場面間の回答の関連について罪悪感群別に検討した。分析の結果、罪悪感高群では、ものの取り合い場面と約束違反場面間の回答に関連がみられ、両場面で謝罪を回答した者が多かった。このことから、違反時に罪悪感を高く認識する者は、違反の種類によらず、謝罪は違反を犯した際に選択すべき方略であり、葛藤解決や被害者のネガティブな感情の緩和に有効な方略であると認識していることが示された。

③違反に対する責任の割合が児童の謝罪に与える影響 (研究5)

研究5の目的は、自己と他者が負うべき違反責任の割合が同等である場面での謝罪と罪悪感認識との関連を明らかにすることであった。主人公の行動についての回答を4カテゴリー(謝罪、貸与、貸与拒否、その他)に分類し、各カテゴリーにおける人数の割合に性別と罪悪感群による違いが見られるか否かについて検定した結果(Figure 3)、貸与を回答した者は、罪悪感低群では男児よりも女児が多く、男児では罪悪感低群よりも高群で多かった。反対に、貸与拒否を回答した者は、罪悪感低群では女児よりも男児が多く、男児では罪悪感高群よりも低群で多かった。しかし、謝罪選択については性別と罪悪感群による違いがみられず、したがって、自己と他者の違反責任の割合が同等である場面では、罪悪感謝罪ではなく、貸与のような向社会的行動を規定することが確認された。ま

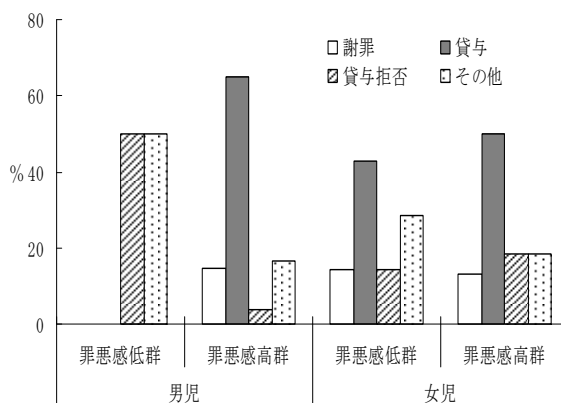


Figure 3 性別と罪悪感による問題解決方略の違い

た、違反後の向社会的行動、類似場面での貸与行動、関係維持欲求について罪悪感群による違いがみられるかについて分析したところ、違反後の向社会的行動と関係維持欲求については罪悪感低群よりも高群の得点が高く、行動矯正や対人関係修復における罪悪感の機能が確認された。

本研究の目的は、幼児期および児童期の謝罪の発達のメカニズムを解明することであった。本研究結果から、まず、幼児の謝罪に親密性は密接に関連しており、幼児は親密性に応じて謝罪を使い分けるだけでなく(中川・山崎, 2004)、親密な他者とそうでない他者とでは謝罪効果の程度が異なることを認識していること、幼児にとって最も親密な他者である母親との間で葛藤が生じた際には、感情理解や罪悪感を介して謝罪が行われ、違反の繰り返し欲求が低減されることが明らかとなった。本研究結果は、親密性が謝罪生起に果たす役割を明らかにし、他者感情理解や罪悪感、違反の繰り返し抑制という観点から謝罪生起のメカニズムの一端を明らかにしたという点で意義がある。

また、児童期の謝罪について、他者の所有物を一方的に奪うなど、明らかに自分が悪い場面では、罪悪感が謝罪生起を規定するが、同じように明らかに非が認められる状況でも、約束違反のように、違反発覚が明瞭であり謝罪以外の方略想起が困難な場面では罪悪感認識の高低によらず謝罪が多く選択されることが明らかとなった。この結果は、児童が仲間との約束を破った場合、罪悪感を伴う誠実な謝罪だけでなく、罪悪感を伴わない道具的謝罪を用いる可能性があることを示すものであり、道具的謝罪を用いる際、権威者による罰回避を重視した幼児とは異なり(中川・山崎, 2004)、児童は仲間評価や仲間拒否の回避を重視することを示唆している。一方、ルール違反のように違反が発覚しない場面において、謝罪よりも高次である補償行動が可能である場面では、罪悪感謝罪ではなく補償行動を規定する要因となることが明らかとなった。このことは、補償行動よりも謝罪を重視する幼児(中川・山崎, 2004)とは異なり、児童は、葛藤解決には、言語表現のみの謝罪よりも補償行動が必要であると認識していることを示している。また、自己と他者が負うべき非の割合が同等である場面でも、罪悪感謝罪ではなく補償行動を規定するという本研究結果から、謝罪の重要性および必要性についての認識は幼児期と児童期とは異なり、児童期になると謝罪以上に補償行動の有効性を高く認識するようになる。幼児期と同様に、児童期の謝罪発達の背景に罪悪感があること、違反特性によって罪悪感が謝罪生起を規定する程度が異

なることを明らかにし、罪悪感という観点から児童期の謝罪発達メカニズムの一端を明らかにしたという点に本研究の意義が認められる。

本研究で得られた知見は、これまで不明であった幼児期および児童期の謝罪発達の様相と発達背景を明らかにし、保育あるいは教育現場での葛藤介入を行う際の一助となるであろう。子どもの社会的能力の低下が問題視されている現在、おざなりな道具的謝罪ではなく、罪悪感を伴う誠実な謝罪のための援助を行うことは、クラスルーム内でのいじめの発生やいじめの悪質化を防ぐ有効な手段となるであろう。本研究結果は、子どもの社会性の問題を見直し、介入の在り方を再構築する上で有用な情報となると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 芝崎 美和、日本語版幼児用道徳性測定 My Child の作成、幼年教育研究年報、第31巻、113-121、2009、査読有
- ② 芝崎 美和、親密性が幼児の謝罪効果に与える影響、幼年教育研究年報、第30巻、37-44、2008、査読有

[学会発表] (計6件)

- ① 芝崎 良典・芝崎 美和、小学生をもつ親の自己効力感と家族形態との関連、日本発達心理学会、2009年3月24日、日本女子大学、東京
- ② 芝崎 美和・山崎 晃、違反に対する児童の認識—負うべき責任の高さによる認識の違い—、日本発達心理学会、2009年3月23日、日本女子大学、東京
- ③ 芝崎 美和・山崎 晃、違反に対する責任の高低が児童の謝罪に及ぼす影響、日本教育心理学会、2008年10月12日、東京学芸大学、東京
- ④ 芝崎 良典・芝崎 美和、保護者が保育士に期待する保育サポート、日本発達心理学会、2008年3月21日、大阪国際会議場、大阪
- ⑤ 芝崎 美和・山崎 晃、児童の謝罪と違反の種類との関連、日本発達心理学会、2008年3月20日、大阪国際会議場、大阪
- ⑥ 中川 美和、視点の違いが謝罪効果に及ぼす影響、日本教育心理学会、2007年9月17日、文教大学、埼玉

6. 研究組織

(1) 研究代表者

芝崎 美和 (SHIBASAKI MIWA)